

仕 様 表

単位：特記なき限り(mm)

建築物の名称				
建築物の所在地				
設計者氏名				
建築士登録番号				
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載				
項目	小項目	仕様		備考
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	JIS	設計基準強度Fc:24N/mm ² 以上 スランプ:18cm以下	
	基礎鉄筋	JIS	SD295	
令第2章第2節 (居室の天井の高さ、床 の高さ及び防湿方法)	居室の床の高さ及び防 湿方法(令第22条)	床の高さ	640(直下の地面(BM+400)から)	
		防湿方法	ねこ土台(有効換気面積75cm ² /m)	
令第3章第2節 (構造部材等)	構造部材の耐久 (令第37条)	構造耐力上必要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置	
	基礎(令第38条)	支持地盤の種別及び位置	砂質地盤(GL-0.5m)	
		基礎の種類	鉄筋コンクリート造べた基礎	
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ:GL-100、根入れ:GL-300	
		基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/m ²	
		木ぐい及び常水面の位置	対象外(木ぐい無し)	
	地盤調査(令第38条)	鉄筋	主筋:D13、立上り・底盤・開口補強筋:D10	
		地盤調査	SWS試験	SWS試験結果に基づく 地盤調査報告書
	屋根ふき材等 (令第39条)	地盤改良	該当なし	
		屋根ふき材の固定方法	平部:全数固定、棟部:ねじ固定、軒・けらば:ねじ3本固定	
屋外に面する部分のタイル等の緊結方法		該当なし		
	太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし		
令第3章第3節 (木構造)	木材(令第41条)	木材の規格(JAS)または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他:無等級材 耐力上の欠点のないこと	
	土台及び基礎 (令第42条)	柱脚の固定方法	土台120×120(ヒノキ、無等級材)を設ける	
		土台の固定方法	アンカーボルト(M12)+座金(厚)4.5×40角×14φにより緊結、柱か ら200以内に設置(設置間隔:2700以内)	Zマーク表示金物又は同等認定品
	柱の小径(令第43条)	横架材間距離	1階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2844 柱の小径と横架材間内法寸法の比率:1/23.7 2階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2730 柱の小径と横架材間内法寸法の比率:1/22.8	
		柱断面の欠き取り(1/3以上)の有無	1/3以上欠き取る場合は適切に補強	
		2階建てのすみ柱	通し柱、又は同等の補強(N値計算による)	
		有効細長比(最大値)	1階 座屈長さ:2844 柱の有効細長比=82.1<150 2階 座屈長さ:2730 柱の有効細長比=78.9<150	座屈長さ=横架材相互間内法
	はり等の横架材 (令第44条)	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込 み	欠込み:無し	
	筋かい(令第45条)	筋かいの断面	45×90	
		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し (必要な場合)たすき部補強:両面から短冊金物(S)当て六角ボルト (M12)締め、スクリューくぎ(ZS50)打ち	Zマーク表示金物又は同等認定品
	構造耐力上必要な軸組 (令第46条)	第1項	主要な梁せい:スギ(120×120～240)	
		第3項 床組・小屋ばり組の火打、構造用合 板等、振れ止め	床組:構造用合板(厚)24 小屋ばり組:火打ちばり(木製)、振れ止め:設置 火打土台:スギ(45×90)ユニットバス、土間床部分は除く	
		第4項 壁量基準(耐震・耐風)	筋かい(45×90シングル、ダブル)、配置は壁量平面図による	
	継手・仕口(令第47条)	筋かい端部	緊結方法:筋かいプレート(BP2等)	Zマーク表示金物又は同等認定品
		耐力壁両側柱頭・柱脚	N値計算による	N値計算書
		その他の柱頭・柱脚	かど金物(CP-L)等	Zマーク表示金物又は同等認定品
		小屋組の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき-軒桁接合:ひねり金物ST-15 たるき-もや接合:鉄丸くぎ2-N75 2本斜め打ち 小屋束-小屋ばり・小屋束-もや接合:かすがいC120両面打ち	平12建告第1460号 基準風速:34m/s、 樹種:J3(スギ) Zマーク表示金物又は同等認定品
防腐措置等(令第49条)	鉄網モルタル下地等の防水措置	該当なし		
	構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から1mの範囲で防腐・防蟻処理		

項目	小項目	仕様		備考
令第3章第4節の2 (補強コンクリートブ ロック造)	塀(令第62条の8)	構造方法	控え壁なし	塀の高さ=1200
		材料の種類	建築用コンクリートブロックA種	
		壁の厚さ	150	
		補強筋	壁内部 縦横に80cm間隔にD10配置 横筋:壁頂・基礎補強筋、縦筋:壁端部、隅角部 D10	
		補強筋端部	端部はかざ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかざ掛け	
防火構造 延焼のおそれのある部分	屋根(法第22条)	仕上	粘土瓦(防災瓦)	瓦:不燃材料
		野地板	構造用合板特類(厚)12 鉄丸くぎN38 150ピッチでたるきに固定	
		防水紙	改質アスファルトルーフィング940(22kg)	
	外壁(法第23条)	仕上	窯業系サイディング(厚)18 通気構造	準防火材料(認定番号XX)
	軒裏(令第108条)	仕上	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP	
居室の内装	内装材 (令第20条の7)	内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロス、化粧石膏ボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	全てF☆☆☆☆	全ての居室
居室の換気	換気設備 (令第20条の8)	機械換気設備の構造	第3種機械換気設備 80㎡/h ×2基(1, 2階便所に設置)、 各居室に換気口設置 台所はレンジフードによる(換気量〇〇㎡/h)	内装ドアにはアンダーカット H=10、または換気ガラリ設置
		天井裏等(合板、構造用合板、収納内部、石膏ボード)	全てF☆☆☆☆	全ての天井裏等
給排水衛生設備	建築設備の構造強度 (令第129条の2の3)	昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12建告 第1388号および同左第5改正(平24国交告第1447号)の構造方法に従い 設置	平25国住指第4725号(給湯設備の 転倒防止に係る技術基準の改正 技術的助言)
	給水、排水その他の配 管設備 (令第129条の2の4)	給水・給湯管材料	引込:ステンレス管 敷地内:耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内:架橋ポリエチレン管	
		排水管材料	排水樹:コンクリート製樹、硬質塩化ビニル製樹 排水管:硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管:防食テープにて処理 排水勾配:1/100以上 管径は、上下水道局の基準による	
		水栓	吐水口空間を有効に確保する	
	特定行政庁が条例、規則 で定める規定	法第40条	-	
		法第41条	-	